

佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県移住促進のための福岡県向け広報業務

2 目的

佐賀県では、県内への新しい人の流れをつくり、地域に新しい活力を生み出すため、県外の方に本県の魅力を知ってもらい、移り住んでもらうため移住促進の取組を行っている。

本事業では、福岡県在住の20代から40代の子育て世代（移住未検討層含む）をターゲットに設定し、実施するものである。

福岡県は、九州の中で最も人口集積が進んでおり、その地理的関係性からも、本県からの人口の流出先として圧倒的多数を占める。このことにより、福岡県には本県出身者が多数在住し、本県への移住に係る心理的障壁の小さいターゲット層が多く存在するエリアである。加えて、本県には、豊かな自然環境やゆとりある住まい環境、「子育てし大県“さが”」をはじめとした子育て支援の取組等、子育て世代にとって魅力的な暮らしの環境を有しており、また地域によっては福岡県での仕事は維持したまま住まいのみ本県へ移すことが可能となるなど、福岡県からの子育て世代の移住の受け皿として他県にはない強みを持つ。なお、本県ではこれまで、福岡県に対してテレビやWeb、交通媒体等を用いた移住促進のためのメディア広報や、移住に関するトークショーやブース（移住相談ブース及びPRブース等）を設ける形式でのイベント広報を実施してきた。令和6年度においては、「子育て環境のPR」に主眼を置いた訴求として、新たに「こそパ（子育てパフォーマンスの造語）さいこうな佐賀（※）」を軸とした、メディア広報及びイベント広報を実施した。

そこで、令和7年度の本業務においては、「こそパさいこうな佐賀」認知のさらなる拡大と促進を図るため、メディア広報へ予算配分の重点をおき、実施することとする。これにより、福岡県に在住する子育て世代の佐賀県の子育て環境及び暮らしに対する関心を高め、その後のさが移住サポートデスクへの相談機会の創出等につなげることを目的として実施する。

（※）「こそパさいこうな佐賀」の訴求趣旨の補足

昨今、暮らしのキーワードとして、「コスパ」（コストパフォーマンス）や「タイパ」（タイムパフォーマンス）、「スペパ」（スペースパフォーマンス）というような言葉があるが、佐賀には、そうしたことが気にならなくなる「豊かな暮らし」があると考えている。

例えば、「地の食材が美味しいこと」や「自然が豊かで身近なこと」、また「広い公園や遊び場が豊富で、人混み具合も適度なこと」に加えて、「持ち家率の高さ」「ゆとりある住まい環境」、「医療の充実」など、単にお得に暮らせるということではない、豊かな暮らしのこと。

このような子育てしやすく、楽しく子育てができる環境を、「こそパ」（子育てパフォーマンス）という造語で表現し、「こそパさいこうな佐賀」として、子育て環境のPRを行っている。



（参考）「こそパ」ロゴ

（参考）ランディングページ：<https://www.sagasmile.com/kosopa/>

3 契約期間

契約開始日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

・ 共通訴求内容：子育て世代に対する「佐賀暮らしの良さ」をPRするため「こそパ（子育てパフォーマンス）さいこうな佐賀」（以下、「こそパ」）を共通の訴求の軸として、全業務において一貫通貫させて訴求すること。なお、令和6年度においては、上記の「こそパ」ロゴデータを採用しているが、令和7年度の提案に際しては、新たなロゴデータでの提案でも差し支えない。

・ 訴求ポイント：県内資源のどのような要素を以って、「こそパ」を訴求していくかは、提案による。なお、一例として以下のような要素が考えられる。

[以下、例示]

- ・ 市町の実施する子育て支援施策
- ・ 人、自然、歴史、文化、食、風景、地域産業、まちづくり活動、プロスポーツ環境、本県のプロジェクト（子育てし大県“さが”やSAGA スポーツピラミッド構想等）等に由来する感覚的又は情緒的な魅力
- ・ 医療、住まい（住居）、しごと、災害リスク、子育て、教育、生活コスト等に関する数値的又は統計的な強み
- ・ 本県と福岡県の地理的関係性における移住後の生活メリット

等

※上記例示以外のポイントでの提案となっても差し支えない。

(1) メディアを活用した「こそパ」広報及び意識変容調査等の実施【予算配分重点業務】

[ターゲット] 福岡県在住の20代から40代の子育て世代（移住未検討層含む）

[業務目的] ターゲットの中期的（1～5年後）な転居（移住）に向けて、佐賀県の子育て環境及び暮らしへの関心を高めること。

① メディアを活用した「こそパ」広報の実施

子育て環境の良さについて、複数のメディア媒体（WEB広告、SNS広告、TVCM、新聞、雑誌、ラジオ、フリーペーパー、交通広告、屋外広告等）で掲載し、ターゲット層に多くリーチすること。

※媒体は提案による。媒体に応じて、必要な素材等を制作すること。

② 「こそパ」LP（ランディングページ）の制作

(1)-①メディア広報との接触による遷移先として、LPを制作すること。また下記の要素を含めることとし、LP内に必要なクリエイティブ素材を制作すること。

- ・ 「こそパ」を示す根拠となる訴求ポイント（上記で例示を記載している）
- ・ さが移住サポートデスクの情報（移住支援制度及び暮らし・しごとの相談機能等）の掲載
- ・ 本LPから「移住情報ポータルサイトサガスマイル」及び「子育てし大県“さが”」WEBページへ遷移するリンク機能

③ 意識変容アンケート調査の実施

ア (1)-①メディア広報の実施によって、「こそパ」や「佐賀暮らし」等への認知・関心等の意識に変容があるか、また、移住につながる関心度の高い項目はどのようなものがあるか等について、アンケート調査を行うこと。（注）必ず、メデ

ィア広報実施前と実施後にそれぞれアンケート調査を行うこと。

イ アンケートの対象は、福岡県在住の20代から40代とし、福岡県内の地域をエリア区分し、エリア別の意識変容の分析を行い、今後の効果的な広報展開エリアを提示すること。エリア区分の方法及び範囲等については、提案を踏まえ、県との協議により決定する。

(2) 専門的テーマの小規模相談会の実施

[ターゲット] 福岡県在住の現に転居(移住)を検討している層。

[業務目的] 福岡県在住の移住検討層の短期的(1~2年以内)な転居(移住)に向けた、具体的なサポートの実施。

移住(佐賀県への転居)に繋がると考えられる専門的テーマを検討し、テーマに沿った小規模の相談会を実施すること。なお、専門的テーマの検討に当たっては、テーマを専門とする企業や団体、講師等との連携が必要になると思われるため、提案より事前に最低限の交渉を行っておくこと。

[テーマ例] 佐賀の土地探し相談、佐賀の空き家取得相談、家計相談(FPへの相談)、佐賀の〇〇暮らし相談(一例:島暮らし、農的暮らし)、佐賀の〇〇環境相談(一例:スポーツ環境)等。上記のテーマ例に限らず、移住に繋がると考えられるテーマであれば、ジャンルは問わない。但し、テーマに関する連携企業や団体・講師等は、原則受託者が手配すること。

[必須要件] 県のしごと相談員(当室の転職支援相談員)を窓口とした「しごとの相談窓口」を設けること。

- ・ 場所:福岡市 又は 佐賀県に隣接する福岡県内の市町村
※なお、会場選定に当たっては会議室のようなクロードかつ無機質な空間ではなく、カジュアルな雰囲気での相談が期待できるカフェやイベントスペース等での実施が望ましい。
- ・ 回数:下記目標数を達成するために必要な回数を提案すること。
- ・ 規模:①専門的テーマの相談ブース:1~4か所程度(提案による)
②県のおしごとの相談ブース:1か所程度
- ・ 目標数:合計35組程度。
- ・ その他:①上記目標数の集客のために必要な広報施策(メディア広報の実施及びチラシ等の広報媒体の制作等)を行うこと。
②子供連れファミリー層の来場を想定し、保護者が窓口での相談に集中できるような環境づくりを行うこと。

5 目標及び効果検証等

- (1) 4-(1)-③の意識変容アンケート調査の結果(事前・事後比較)により、
 - ・ 「こそパ」の認知度が向上していること。
 - ・ 佐賀県の子育て環境及び暮らしへの関心が向上していること。
- (2) 4-(2)専門的テーマの小規模相談会で目標数を達成すること。

6 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 人員の確保及び配置

本委託業務の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

- (2) マニュアル等の作成
運営に必要な事項を記載したマニュアル等を作成し、実施当日の2週間前までに関係者へ送付すること。あわせて、通常時及び緊急時の連絡体制を確保し、関係者へ周知すること。
- (3) 会場の確保・連絡調整
会場側との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。
- (4) 事前予約システムの構築等
事前予約が必要な場合、事前予約システムの構築、参加者の抽選・結果連絡、参加者との連絡調整等に関する業務を行うこと。
- (5) 安全対策及びイベント保険等への加入
実施に当たっては、必要な安全対策を講じることとし、イベント保険等への加入を行うこと。
- (6) 各種申請等
実施に必要な関係機関等への各種申請や近隣対策等に関する業務を行うこと(以下、例示)。
 - ・ 火気を使用する場合における施設管理者や消防署等への申請
 - ・ 食品の取り扱いにおける保健所等への申請
- (7) 問い合わせ対応
一般の方及び参加者から問い合わせ等がある場合は、その対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、県と協議の上、回答すること。
- (8) 参加者数の把握
申込者数、参加者数を適切に把握すること。また、申込者がどの媒体をきっかけに申込のアクションに至っているのか分析を行うこと。
- (9) アンケート調査
参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対し、アンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。
- (10) その他
上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

7 本業務委託の業務遂行体制等

- (1) 体制及び要員に関する要件
 - ① プロジェクト体制
本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。
外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。
 - ② 組織管理・コミュニケーション管理方法
本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。
- (2) 打合せ・報告に関する要件
受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 留意事項

- (1) 取材・撮影、ゲスト依頼等に対する謝礼
取材・撮影等に際し、出演料・謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- (2) 本県移住者の活用
情報発信においては、地域の魅力を効果的に発信できる本県の移住者(ライター、カメラマン、デザイナー、広告事業者等)の起用が適する機会があれば、積極的に

起用すること。

(3) その他

- ・ 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・ 委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 著作物に関する全ての著作権は、本県に帰属するものとし、その利用及び再編集は本県において自由に行うことができるものとする。
- ・ 本委託業務の実施にあたり制作した制作物については、佐賀県が希望する場合、成果品として提出すること。ただし、第三者の著作権や肖像権を侵害する恐れがあるときは、別途協議するものとする。
- ・ 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ・ 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で、納品すること。

9 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書（成果品、広報物、記録写真、効果検証データ等含む）を提出すること。

10 本業務委託の委託料の支払

完了払い

11 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。